

て遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	10,000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	5,000円

(二) 納付の方法

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ易国間漁業協同組合事務所(下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地)に納付すること。ただし、竿釣、たも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、河口から上流五、〇〇メートルまでの区域では川底を攪はんしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十一 漁業権者の名称及び住所

易国間漁業協同組合 下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十三号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣、たも網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

次の表の上欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、下欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

漁具、漁法	規 模
たも網	網口径三〇センチメートル以下

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から十一月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
易国間川河口から次のアとイを結ぶ線までの区域	一月一日から十二月三十一日まで
ア 下北郡風間浦村大字易国間字大川目八七の三地内の左岸に知事が建設した標柱の位置	
イ 同村大字易国間字大川目八七の一地内の右岸に知事が建設した標柱の位置	

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル
あゆ	一〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間		遊 漁 料
		あゆ	いわな、やまめ	
あゆ	竿釣	一日	一年	四〇〇円
		一年	一年	三、〇〇〇円
いわな、やまめ	竿釣	一日	一年	四〇〇円
		一年	一年	三、〇〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。  
(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇、〇〇〇円
		竿釣り	五、〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	五、〇〇〇円
		竿釣り	五、〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 易国間漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ易国間漁業協同組合事務所(下北郡風間浦村大字易国間字新町四六番地)に納付すること。ただし、竿釣、たも網による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。  
(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、河口から上流五、〇〇〇メートルまでの区域では川底を攪はんし

てはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十一 漁業権者の名称及び住所

大畑町漁業協同組合 下北郡大畑町大字大畑字湊村一九一番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十四号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣り、竿釣り以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から翌年二月末日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
大畑川赤滝上流の本支流	一月一日から十二月三十一日まで
大畑川上大畑橋から松の木橋までの区域	四月一日から六月三十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
	全 長

5 やまめ、いわな 一五センチメートル  
遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 大畑町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一日	一年	
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣、竿釣	四〇〇円	三〇〇〇円	

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇〇〇円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 大畑町漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ大畑町漁業協同組合事務所(下北郡大畑町大字大畑字湊村一九一番地)、畑中商店(下北郡大畑町字小目名)又は大畑町内釣具店(下北郡大畑町字本村町内)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、川底を撈はんしてはならない。

(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。  
(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十二 1 漁業権者の名称及び住所

野牛漁業協同組合 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五一番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十五号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
こい、うなぎ	一月一日から十二月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
野牛川護岸工事終了点から上流の野牛川本流	一月一日から十二月三十一日まで
野牛川河口から野牛川橋までの区域	十月一日から翌年四月三十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	二〇センチメートル

「うなぎ」 三〇センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 野牛漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法		期間	遊漁料
	手釣	竿釣		
こい、うなぎ	一日	一日	一年	四〇〇円 三〇〇円
	一年	一年		

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇〇〇円
	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	五、〇〇〇円
溪流魚	うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五、〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 野牛漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ野牛漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二五番地)に納付すること。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、川底を撈はんしてはならない。

(三) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の履行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十三 1 漁業権者の名称及び住所

猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十六号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣、たも網以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
こい、わかさぎ、すじえび	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで
	九月一日から翌年三月十五日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	二〇センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル
わかさぎ	三センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
こい、うなぎ	手釣、竿釣	一日	四〇〇円

8 漁場監視員に関する事項

- (四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

- (一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

6 遊漁承認証に関する事項

- (一) 遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）
- (二) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (三) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- (四) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

(二) 納付の方法

- (1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り 10,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り 5,000円

(2) 遊漁する場合

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

わかさぎ	たも網	一年	一日
2,000円	400円	3,000円	400円

5 遊漁料の額及びその納付の方法

- (一) 遊漁料
- (1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
わかさぎ	手釣り、竿釣り	一日	400円
こい、うなぎ	手釣り、竿釣り	一日	400円
わかさぎ	たも網	一年	3,000円
すじえび	たも網	一日	400円

(二) 遊漁料

魚 種	全 長
こい	二〇センチメートル
うなぎ	三〇センチメートル
わかさぎ	三センチメートル

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	期 間
こい、わかさぎ、すじえび	一月一日から十二月三十一日まで
わかさぎ	四月二十一日から六月二十日まで
	九月一日から翌年三月十五日まで

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

- (一) 漁具、漁法の制限  
手釣り、竿釣り、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
- (二) 遊漁期間  
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十四 1 漁業権者の名称及び住所

猿ヶ森漁業協同組合 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三四番地

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十七号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限  
手釣り、竿釣り、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、下欄に掲げるとおりとする。

9 違反者に対する措置に関する事項

- (一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

- (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。
- (二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

一年 三〇〇〇円

ただし、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一〇〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	五〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 猿ヶ森漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ猿ヶ森漁業協同組合事務所(下北郡東通村大字猿ヶ森字村中三番地)、

竹林喜四郎(下北郡東通村大字猿ヶ森字稲荷林一三番地)又は

杉本正且(下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代二番地)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(三) 漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を掲示しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(三) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において沼底を攪はんしてはならない。

(四) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

8 漁場監視員に関する事項

(一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示

する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

三十五 1 漁業権者の名称及び住所

老部川内水面漁業協同組合 下北郡東通村大字白糠字老部五九番地二

2 認可年月日 平成十五年九月一日

3 漁業権の免許番号 内共第三十八号

4 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな、うぐい	四月一日から九月三十日まで

遊漁の時間は日の出より日没までとする。

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区 域	期 間
国道三三八号新小老部橋上流端から河口までの区域	一月一日から十二月三十一日まで
むつ東通線滝の沢橋上流端から上流二七〇メートル(堰堤)までの区域	四月一日から九月三十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	一五センチメートル